

# 越前市住民税非課税世帯 くらし応援臨時給付金のご案内

- この給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和7年度住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- この給付金を受給するには、**申請手続きが必要**です。

※本給付金における「世帯」とは、令和8年4月1日時点の住民票上の世帯を言います。

## 支給額

対象1世帯あたり **2万円**

## 申請期限

**令和8年9月30日(水)**

【当日消印有効】

## 支給時期

市が申請を受理した日から2～3週間後が目安です。

※申請の混雑状況により支給が遅くなる場合があります。

## 申請手続きの方法

- 「越前市住民税非課税世帯くらし応援臨時給付金申請書(様式第2号)」を越前市ホームページから印刷する。または市役所窓口(市役所2階 社会福祉課、今立総合支所)で取得する。
- 申請書(様式第2号)を記入し、申請書裏面に記載の必要書類(本人確認書類・口座確認書類等の写し)を用意する。
- 市役所窓口(市役所2階 社会福祉課、今立総合支所)に申請書類を提出又は郵送。

★★★ 詳細は裏面をご覧ください ★★★

この給付金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

越前市ホームページ  
では多言語でご覧  
いただけます。



主页有多种语言版本。  
The homepage is available in multiple languages.  
A página inicial está disponível em vários idiomas.  
Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.

## お問い合わせ

越前市役所 市民福祉部 社会福祉課  
電話 0778-43-5354

受付時間 8:30～17:15(土日・祝日を除く)

※個人情報を含むご相談は電話でお受けできません。

# 給付の条件(記入前にご確認ください)

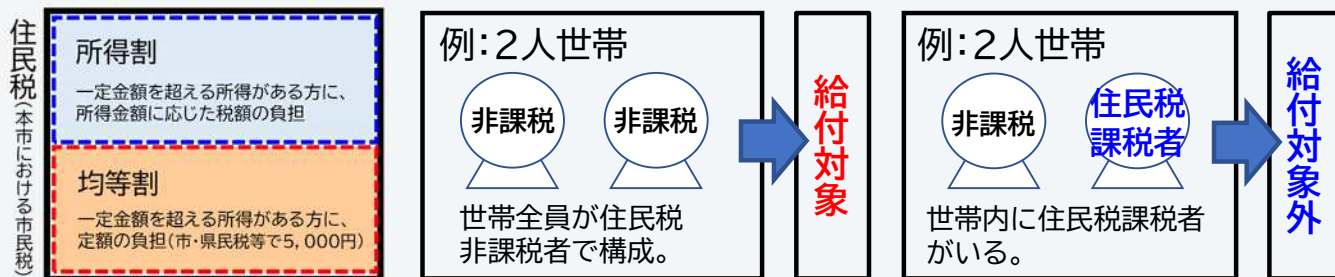
この給付金は、次の全ての条件を満たす世帯が給付の対象です。

## (1) 基準日(令和8年4月1日)に、越前市に住民登録があること

…基準日の翌日以降に転入した世帯は本給付金の給付対象外です。

## (2) 世帯全員の令和7年度住民税(本市における市民税)が非課税であること

…住民税が課税されている人を含む世帯は本給付金の給付対象外です。



※未申告者は、税務課等で必要な申告を行った後、申請してください。

※令和7年1月2日以降に越前市外から転入してきた方は、令和7年1月1日時点の市区町村(または課税地)が発行する「令和7年度住民税非課税証明書の写し」が必要です。

※令和7年1月2日以降に、日本に入国した人を含む世帯は給付対象になりません。

## (3) 令和7年度住民税課税者から世帯全員が扶養を受けている世帯(被扶養者のみで構成される世帯)でないこと

…世帯の中に課税者から税法上の扶養を受けていない者が一人以上いる必要があります。

【給付対象外となる例】

- ・2人世帯で、2人とも別世帯の息子(住民税課税者)の扶養になっている
- ・親(住民税課税者)に扶養されている一人暮らしの大学生 など

## (4) 世帯内に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

…外国籍の人がいる世帯においては、特にご注意ください。